

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】老後生活設計に関する考察① ～支出面からの検討～	P1
【コラム】確定給付企業年金における代議員会の運営について	P7

老後生活設計に関する考察①
～ 支出面からの検討 ～

1. はじめに

老後生活設計（リタイアメントプランニング）を考える上で、引退後のライフスタイルを描く事とともに必要になるのが、「老後の生活費はいくらかかるか」を見積もることです。しかし、老後の生活費と言うと、「月 20 万円あれば大丈夫」という一方で「ゆとりある生活のためには月 40 万円必要」という見解もあり、また統計・調査やメディアによって報道される内容もまちまちで、具体的なイメージを描けずにいる方も多いのではないのでしょうか。

そこで今回は、老後生活費に関する代表的な統計調査を幾つか取り上げることにより、老後の生活費に関する理想と現実のギャップを可能な限り説明してみます。

2. 現役世代が必要と考える老後生活費

老後生活費に関する統計調査は、現役世代を対象にしたものと高齢者世代を対象にしたものがあり、当然ながら、どの層を調査対象としているかによって調査結果も自ずと異なってきます。本節では、まず現役世代を調査対象としている代表的な統計調査について解説いたします。

(1) 家計の金融行動に関する世論調査【金融広報中央委員会】

金融広報中央委員会（愛称：知るぽると）が実施している「家計の金融行動に関する世論調査」では、家計における金融資産・負債の状況、住居計画等について、年 1 回調査を行っています。直近の調査（2017

＜図表 1＞老後のひと月当たり最低予想生活費（2017 年・2 人以上世帯）

世帯主の年齢別			年間収入別		60 歳未満	60 歳以上※
					(予想)	(実際)
予想	全体平均	27 万円	全体平均	27 万円	27 万円	28 万円
	20 歳代	26 万円	収入はない	25 万円	18 万円	26 万円
	30 歳代	24 万円	300 万円未満	24 万円	22 万円	25 万円
	40 歳代	25 万円	300～500 万円未満	26 万円	24 万円	27 万円
	50 歳代	29 万円	500～750 万円未満	29 万円	28 万円	31 万円
実際	60 歳代※	28 万円	750～1,000 万円未満	27 万円	26 万円	29 万円
	70 歳代以上※	28 万円	1,000～1,200 万円未満	32 万円	32 万円	34 万円
			1,200 万円以上	36 万円	29 万円	45 万円

※ 60 歳以上は、予想ではなく実際の最低生活費を集計。

（出所）金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」（2017 年）を基に、りそな年金研究所作成。

年・2人以上世帯調査)における「老後のひと月当たり最低予想生活費」をみると(図表1)、最低予想生活費は平均で月27万円、60歳代以上の実際の最低生活費は平均で月28万円となっています。

世帯主の年齢別にみると、一般的に年齢が高くなるほど生活費を高く見積もる傾向にあり、実際に老後生活に入っている60歳代以上の平均回答額は28万円と、最低予想生活費を上回っています。世帯の年間収入別にみると、収入が高くなるほど最低生活費を高く見積もる傾向にあります。また、60歳未満(最低予想生活費)と60歳以上(実際の最低生活費)を比較すると、いずれの年収階級においても実際の最低生活費が予想を上回っているほか、年収が高くなるほど実際の生活費も高くなる傾向にあります。

(2) 生活保障に関する調査【生命保険文化センター】

公益財団法人生命保険文化センターが実施している「生活保障に関する調査」は、生命保険の加入状況をはじめとした生活保障の準備状況を把握することを目的に、3年ごとに実施しています。直近の調査(2016年度調査)では、夫婦2人で老後生活を送る上で必要と考えられている「老後の最低日常生活費」は平均で月額22.0万円、「老後のゆとりのための上乗せ額」は平均で月額12.8万円、「老後の最低日常生活費」と「老後のゆとりのための上乗せ額」を合計した「ゆとりある老後生活費」は平均で月額34.9万円となっています(図表2)。

年齢別にみると、最低日常生活費は年齢が高くなるほど多く見積もる傾向にある一方で、ゆとりある老後生活費は年齢が高くなるほど少なく見積もる傾向にあります。年収別にみると、前述の金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」と同様、収入が高くなるほど老後生活費(最低日常生活費・ゆとりある老後生活費)を高く見積もる傾向にあります。

<図表2>必要と考えられる老後生活費(月額・2016年度)

		老後の 最低日常生活費	老後のゆとりの ための上乗せ額	ゆとりある 老後生活費*
平均		22.0万円	12.8万円	34.9万円
年齢別	18~19歳	21.6万円	13.6万円	35.3万円
	20歳代	21.1万円	14.3万円	35.4万円
	30歳代	21.1万円	13.1万円	34.2万円
	40歳代	22.0万円	13.3万円	35.3万円
	50歳代	22.5万円	12.5万円	35.0万円
	60歳代	22.6万円	12.0万円	34.6万円
本人 年収別	収入はない	21.9万円	12.5万円	34.3万円
	100万円未満	21.6万円	12.3万円	34.0万円
	100~300万円未満	21.4万円	12.3万円	33.6万円
	300~500万円未満	21.5万円	12.9万円	34.4万円
	500~700万円未満	22.3万円	13.6万円	36.0万円
	700~1,000万円未満	24.3万円	13.7万円	38.0万円
	1,000万円以上	28.3万円	16.7万円	45.0万円

※ サンプルごとに合計した値の平均値であり、「老後の最低日常生活費」と「老後のゆとりのための上乗せ額」の合計とは必ずしも一致しない。

(出所) 生命保険文化センター「生活保障に関する調査」(2016年度)を基に、りそな年金研究所作成。

3. 高齢者世帯における老後生活費

本節では、総務省統計局「家計調査(家計収支編)」を基に、高齢者世帯における実際の老後生活費の状況について解説します。

(1) 高齢者世帯の属性

家計調査(家計収支編)では、高齢者世帯の家計の動向として、高齢夫婦無職世帯(夫65歳以上・妻

60 歳以上の夫婦のみの無職世帯）あるいは高齢単身無職世帯（60 歳以上の単身無職世帯）の動向が良く取り上げられます。

しかし、世帯主が 60 歳以上の世帯の属性をみると（図表 3）、世帯主が 60 歳以上の世帯に占める無職世帯の割合は高齢夫婦無職世帯で 23.8%、高齢単身無職世帯で 26.3%となっている一方、2006 年の高齢者雇用安定法の改正等を受けて、60 歳以上の世帯に占める勤労者世帯の割合が 16.6%（単身世帯と 2 人以上の世帯の合計）にまで増加しています。このように、働く高齢者が着実に増加しつつある昨今では、一口に高齢者世帯と言っても、必ずしも均質な集団ではなくなっている側面がうかがえます。

＜図表 3＞世帯主が 60 歳以上の世帯の属性（2017 年）

	単身世帯	2 人以上の世帯	合計
世帯主が 60 歳以上の世帯	33.2%	66.8%	100.0%
勤労者世帯	4.1%	12.5%	16.6%
無職世帯(高齢無職世帯)	26.3%	42.4%	68.7%
うち高齢夫婦無職世帯 (夫 65 歳以上・妻 60 歳以上の夫婦のみ)	—	23.8%	23.8%
個人営業等の世帯 (無職世帯を除く勤労者以外の世帯)	2.8%	11.9%	14.7%

(出所) 総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)」(2017 年)を基に、りそな年金研究所作成。

(2) 高齢者世帯の支出の動向

直近の調査（2017 年年報）における高齢者世帯の実支出（消費支出と非消費支出の合計）をみると、高齢夫婦無職世帯では 263,718 円、高齢単身無職世帯では 154,742 円となっています（図表 4）。

＜図表 4＞高齢夫婦無職世帯および高齢単身無職世帯の支出額（2017 年）

	高齢夫婦無職世帯		高齢単身無職世帯	
	月平均額 (円)	消費支出に 占める割合	月平均額 (円)	消費支出に 占める割合
実支出	263,718	—	154,742	—
消費支出	235,477	100.0%	142,198	100.0%
食料	64,444	27.4%	35,418	24.9%
住居	13,656	5.8%	14,538	10.2%
光熱・水道	19,267	8.2%	12,989	9.1%
家具・家事用品	9,405	4.0%	6,098	4.3%
被服および履物	6,497	2.8%	3,808	2.7%
保健医療	15,512	6.6%	7,936	5.6%
交通・通信	27,576	11.7%	13,148	9.2%
教育	15	0.0%	0	0.0%
教養娯楽	25,077	10.6%	16,852	11.9%
その他	54,028	22.9%	31,412	22.1%
うち交際費	27,388	11.6%	17,528	12.3%
非消費支出	28,240	—	12,544	—
うち直接税	11,705	—	6,611	—
うち社会保険料	16,483	—	5,819	—

※1 高齢夫婦無職世帯は、夫 65 歳以上・妻 60 歳以上の夫婦のみの無職世帯である。

※2 高齢単身無職世帯は、60 歳以上の単身無職世帯である。

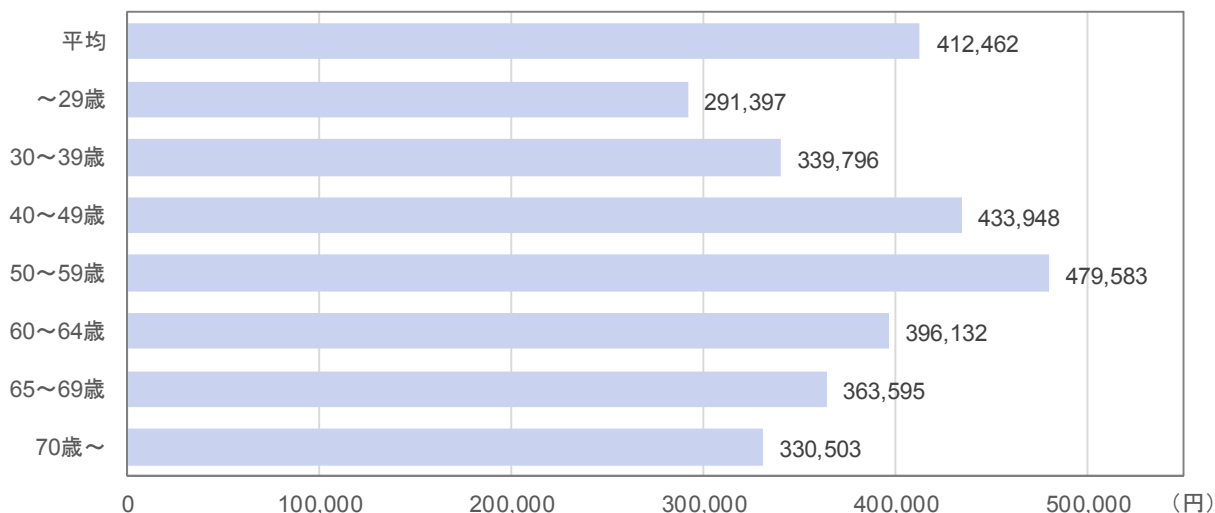
※3 集計の関係上、各項目の合計値が必ずしも一致しない場合がある。

(出所) 総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)」(2017 年)を基に、りそな年金研究所作成。

勤労者世帯（2人以上の世帯）の実支出の状況を年齢別にみると（図表5）、現役時代（20歳代～50歳代）は一貫して増加基調にあります。60歳代以降は一転して減少基調に転じます。

支出額の内訳をみると（図表6）、60歳代以降は現役時代に比べて「被服および履物」「交通・通信」「教育」の支出が少なくなっています。また、60歳代以降は収入が少なくなるぶん、「非消費支出（直接税・社会保険料など）」の減少幅が大きいのも特徴です。

＜図表5＞勤労者世帯（2人以上の世帯）の実支出（世帯主の年齢別・2017年）



（出所）総務省統計局「家計調査年報（家計収支編）」（2017年）を基に、リそな年金研究所作成。

＜図表6＞勤労者世帯（2人以上の世帯）の実支出の内訳（世帯主の年齢別・2017年）

（単位：円）

	平均	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～
実支出	412,462	291,397	339,796	433,948	479,583	396,132	363,595	330,503
消費支出	313,057	229,771	259,826	319,644	357,663	319,146	295,429	280,513
食料	74,584	51,732	65,267	77,192	78,171	78,977	76,645	76,668
住居	18,532	33,689	21,784	16,071	17,456	18,539	16,646	20,438
光熱・水道	21,164	15,089	18,074	21,155	22,892	22,541	22,349	24,019
家具・家事用品	10,980	7,561	9,475	10,311	11,975	11,833	13,437	13,384
被服および履物	13,184	9,414	12,062	14,763	14,187	12,129	10,385	8,676
保健医療	11,506	10,037	9,901	10,042	12,569	13,363	14,842	14,937
交通・通信	49,610	32,276	43,008	49,893	56,787	56,050	43,706	31,657
教育	19,080	4,543	12,568	29,546	26,498	2,558	894	112
教養娯楽	30,527	20,545	26,323	34,693	30,593	31,502	27,994	25,922
その他	63,890	44,884	41,363	55,977	86,534	71,655	68,531	64,701
うち交際費	18,179	11,894	11,682	13,935	22,289	24,963	27,593	27,495
非消費支出	99,405	61,626	79,970	114,304	121,920	76,986	68,166	49,989
うち直接税	42,479	20,713	30,326	48,697	54,152	33,406	31,062	28,446
うち社会保険料	56,869	40,908	49,575	65,534	67,713	43,544	37,072	21,539

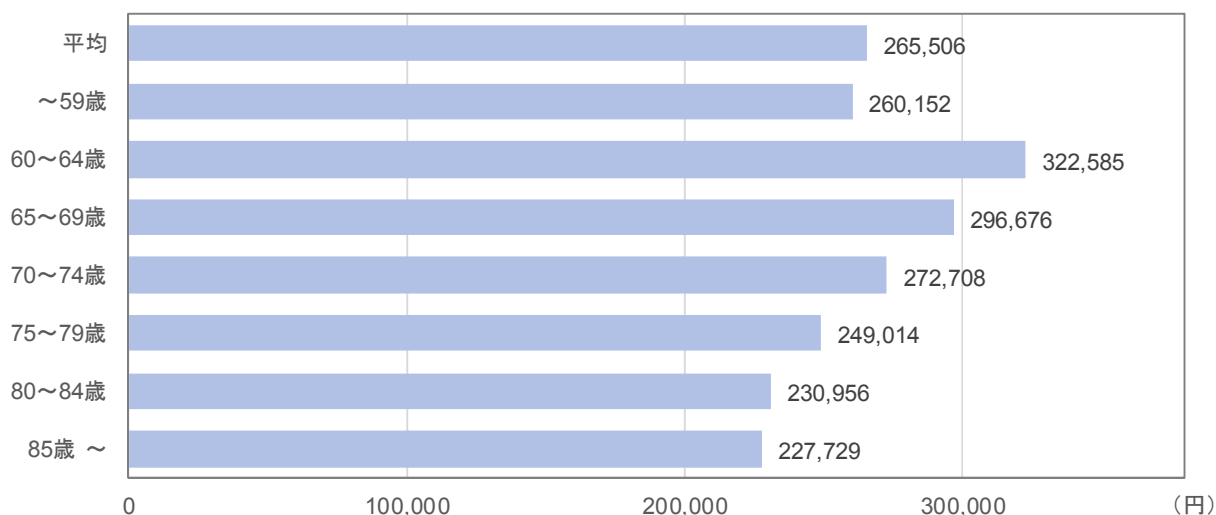
※ 集計の関係上、各項目の合計値が必ずしも一致しない場合がある。

（出所）総務省統計局「家計調査年報（家計収支編）」（2017年）を基に、リそな年金研究所作成。

一方、無職世帯（2人以上の世帯）の実支出の状況を年齢別にみると（図表7）、勤労者世帯と同様、60歳代以降は年齢が上がるにつれて支出額が低くなる傾向にあります。

支出額の内訳をみると（図表8）、とりわけ「食料」「交通・通信」および「直接税」に係る支出が年齢とともに低下しています。一方、「保健医療」に関する支出は70歳代後半までは減少傾向にあるものの、80歳代に入ると一転して増加に転じています。

＜図表7＞無職世帯（2人以上の世帯）の実支出（世帯主の年齢別・2017年）



（出所）総務省統計局「家計調査年報（家計収支編）」（2017年）を基に、リそな年金研究所作成。

＜図表8＞無職世帯（2人以上の世帯）の実支出の内訳（世帯主の年齢別・2017年）

（単位：円）

	平均	～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳～
実支出	265,506	260,152	322,585	296,676	272,708	249,014	230,956	227,729
消費支出	237,619	235,399	290,034	264,661	243,416	222,839	207,793	204,576
食料	67,958	58,766	74,957	72,238	70,128	66,227	62,986	60,543
住居	13,956	17,580	16,695	15,259	15,401	12,229	12,672	10,481
光熱・水道	21,134	21,914	22,368	22,199	21,033	20,420	20,339	21,106
家具・家事用品	9,571	7,933	11,964	10,918	8,824	8,999	9,339	8,848
被服および履物	6,492	8,259	7,999	7,350	6,597	5,986	5,732	4,944
保健医療	14,397	9,047	13,593	15,695	15,111	12,960	13,805	16,676
交通・通信	28,823	37,842	51,767	38,083	29,803	22,428	18,373	18,084
教育	665	14,150	319	629	220	526	209	145
教養娯楽	24,251	23,486	31,162	28,176	25,168	22,565	19,982	18,021
その他	50,372	36,422	59,210	54,114	51,131	50,498	44,357	45,729
うち交際費	22,990	9,707	23,071	23,493	23,930	23,666	21,900	22,681
非消費支出	27,886	24,753	32,550	32,016	29,292	26,175	23,163	23,154
うち直接税	11,423	8,944	14,467	13,147	11,808	10,542	9,616	9,639
うち社会保険料	16,421	15,708	17,969	18,853	17,436	15,618	13,447	13,515

※ 集計の関係上、各項目の合計値が必ずしも一致しない場合がある。

（出所）総務省統計局「家計調査年報（家計収支編）」（2017年）を基に、リそな年金研究所作成。

4. 結びにかえて ～ 老後生活費の見積もりに関する留意点

本稿では、老後の生活費に関する代表的な統計調査について概観しましたが、これらの統計調査を基に老後生活費を見積もる際は、下記の点について留意する必要があります。

(1) 老後生活費の水準に「唯一絶対の正解」は存在しない

ここまで本稿を読んできて既にお気づきかもしれませんが、老後生活費の水準は、統計調査によって差異があるうえ、同じ統計調査でも「最低限の生活に必要な額」と「ゆとりある生活を送るための額」とでは、その水準は大きく異なります。基本的には、生活に余裕を持たせようとするほど老後生活費も高くなる傾向にあります。中には、老後生活費を過剰に多く見積もって、「●千万円あっても足りない」「▲億円準備しないと老後破産」などとセンセーショナルに煽るメディア報道や金融商品の広告も少なくありません。まずは、老後生活費の水準は「前提の置き方次第でどうにでも変化する」ものであることを認識する必要があります。

また、老後生活費は自身の置かれた環境（年齢・年収など）にも左右されます。特に、現役時代に年収が高かった層ほど、老後も同等の生活水準を保とうと考えていることが各種統計調査からうかがえましたが、一般的に引退後の支出は現役時代に比べて減少する傾向にあることから、当該状況を踏まえた生活のダウンサイジングも検討すると、より具体的な老後生活費の水準が見えてくるのではないのでしょうか。

(2) 住宅費をどう考慮するか

前述の家計調査（家計収支編）では、「住居」にかかる費用が高齢夫婦無職世帯で13,656円、勤労者世帯の平均でも18,532円となっており、相場に比べて低いと感じる方もいるかもしれません。これは、「大都市と地方」および「持ち家と借家」といった様々な状況が十把一絡げに集計されているためです。

なお、同調査では、勤労者世帯については住居の所有関係別の数値を集計しており、住居費の全体平均18,532円に対して、持ち家保有者は9,210円、民営借家居住者は62,130円、公営借家居住者は33,623円、給与住宅（社宅等）は28,137円となっています。しかし、高齢者世帯については所有関係別の住居費は公表されていません。いずれにせよ、老後生活費を見積もる際は、当然ながら実態に即した住居費を反映する必要があります。

(3) 「臨時的な支出」への備えをどうするか

本稿で解説した統計調査における老後生活費は、食費や光熱費といった経常的な支出だけでなく、「自宅のリフォーム」「子供の結婚資金への援助」「入院費用」といった臨時的な支出も月額換算で集計されている可能性があります。これらの臨時的な支出は、実際には相応の出費を伴うことが多いので、経常的な老後生活費とは別枠で備えることも検討する必要があります。

(4) 何歳まで生きるか

言うまでもありませんが、老後生活費は一生必要になります。前述の通り、老後生活費は加齢とともに減少する傾向にあるとはいえ、わが国では平均余命が男女ともに伸長していることから、老後生活費の支出が数十年に及ぶことも想定されます。この点については、次回改めて触れたいと思います（続く）。

<ご参考資料>

家計の金融行動に関する世論調査（金融広報中央委員会ホームページ）

<https://www.shiruporuto.jp/public/data/movie/yoron/>

生活保障に関する調査（生命保険文化センターホームページ）

<http://www.jili.or.jp/research/report/chousa10th.html>

家計調査（家計収支編）（総務省統計局ホームページ）

<http://www.stat.go.jp/data/kakei/2.html>

（りそな年金研究所 谷内 陽一）

確定給付企業年金における代議員会の運営について

確定給付企業年金（DB）における代議員の選任のあり方および代議員会の運営方法については、平成 30（2018）年 10 月 1 日以降の基金の設立時の選定または代議員の任期満了時の選定から改正されることとなります。

第 95 回のコラムのテーマは、「確定給付企業年金における代議員会の運営」に関する、某総合型企業年金基金の「A事務長」と、若手職員「Bさん」とのディスカッションです。

A事務長：通知「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 121 号）の施行等に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」（平成 29 年 11 月 8 日付年企発 1108 第 1 号）の発出により、本年（2018 年）10 月から改正される内容について理解はできているかな？

Bさん：はい。DBにおける「代議員の選任」および「代議員会の運営方法」に関する改正ですね。色々な受託機関のセミナーで説明を受けてきたので、理解はできているつもりです。

A事務長：それは頼もしいね。では、当基金は現在、事業主数が 205、選定・互選代議員が各 7 名の合計 14 名の代議員の方がいる。次の改選時期が来年（2019 年）10 月だけど、それまでにどのような対応が必要か説明してもらえないかな？

Bさん：はい。概要をまとめた表がありますので、これに沿って説明させていただきます。

項目	概要	対象		対応	
		総合型	単独型 連合型	規約 変更	規程 変更
代議員の 定数	代議員の定数は 6 人（選定代議員 3 人・互選代議員 3 人）以上であること	○		要	不要
	選定代議員の数が、事業主数の 1/10（最大 50）以上であること	○	—	要	不要
選定方法	選定代議員の選定の都度、全ての事業主により選定を行う。選定の方法は下記①または②のいずれかを基本とし、①②の指名を希望しない事業主は、選定行為を現役員・職員以外の第三者（選定人）に委任すること ①事業主が他の事業主と共同で選定代議員候補者を指名する方法 ②各事業主が独自の選定代議員候補者を指名する方法	○	—	要	
選定手続き	選定代議員の選出の手続きについて、あらかじめ規程を設けるなど明確化すること	○		要	
情報提供	代議員会で審議された事項等について、代議員に選定されていない事業主も含めた全ての事業主への情報提供を適切に行うこと	○		不要	

Bさん：今般、選定代議員の定数は**事業主数の 1/10（最大 50）**以上とするよう改正されました。当基金の場合、 $205 \div 10 \div 21$ 名の選定代議員を選任する必要があるほか、互選代議員も同数必要なので、合計で 42 名の代議員を選任する必要があるということになります。また、選定代議員の選定方法については、選定の都度全ての事業主により行うことや、選定手続きを規約または規程などに明文化する必要があります。

A事務長：そうだね。当基金の場合、次回の代議員改選で、代議員数が現在の 3 倍に増えるから、事業主をはじめ全体へ早めに周知するためにも、遅くとも次の予算代議員会までには対応した方がいいね。代議員の定数が増えるということは、代議員会の開催費用に係る予算措置も見直す必要があるしね。

Bさん：なるほど。例えば、現在代議員会で利用している会場では全員を収容できなくなるから、より広い会場に変更したりとか、代議員会に出席いただく際の旅費であったりとか、その辺りも考慮に入れておく必要がありますね。でも、現在事業主にご負担いただいている事務費掛金でも予算編成に苦慮しているのに、なかなか悩ましい話ですね。

A事務長：そうなんだよ。これ以上の事務費掛金の増額を事業主をお願いするのも難しいし、現状のスタイルで代議員会を継続するという事になれば、例えば、代議員の方に支給する旅費の水準を見直す必要もあるかも知れないね。

Bさん：そうすると、代議員の旅費規程や報酬補償規程なども議論の対象になり得るわけですね。

A事務長：一方で、代議員会の運営方法そのものを見直す機会であるとも言えるね。今回の改正により代議員の定数が増加すると、代議員が一堂に会して代議員会を開催するのが困難となることも想定されていることから、通知と同日に発出された事務連絡「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第121号）の施行等に伴う「確定給付企業年金規約例」の一部改正について」では、代議員会の運営方法についても示されているんだ。その内容は知っているかな？

Bさん：はい。規約に規定することで、代議員会を**書面参加**や**テレビ会議・ウェブ会議システム**等の方法により開催することが可能になるというものです。DB法令上では、書面での議決権や選挙権の行使はもともと認められていたのは認識していましたが、当基金では過去に行った実績もないため、あまり関係ない話かと思っていました。

A事務長：私も、書面参加が現実的な線かなと考えていたけれど、常務理事からは、今般のガバナンス強化の方向性（多くの事業主が基金運営に参画すること）を勧告すると、書面参加だけではなく**テレビ会議・ウェブ会議システム**等の導入も視野に入れて比較検討するように指示されているんだよ。

Bさん：テレビ会議システムだと、代議員の事業所などに機器等を設置する必要があるのですが、少しハードルが高いような気もしますが、ウェブ会議システムなら、基本的にはPCがあれば比較的低コストで対応が可能かも知れませんね。

A事務長：まずは、代議員の定数が増えることに関して、現在のように一堂に会して開催する場合に増加する場合とウェブ会議システムを導入する場合とでの見積もり費用を比較したり、それぞれのメリット・デメリット等をまとめた上で、当基金にあった運営方法を検討する必要がありますね。

Bさん：そうですね。テレビ会議システムやウェブ会議システムについては、もう少し詳しく調べてみて、業者に見積もりを依頼してみようと思います。ウェブ会議システムなんかは、一昔前に比べると、随分操作が簡単になっているみたいですね。

A事務長：頼むよ。ガバナンス強化とコスト削減は両軸で検討しないと、今のままでは事務費掛金で賄いきれなくなるかも知れないので、十分に検討した上で対応する必要がありますね。そういう意味では、残された時間は限られているから、急いで検討する必要がありますね。

Bさん：はい。早速まとめてみたいと思います。

(年金業務部 年金信託室 営業サポートグループ 須江 崇)

企業年金ノート 2018(平成30)年9月号 No.605

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 りそな年金研究所
〒135-8581 東京都江東区木場 1-5-65 深川ギャザリア W2 棟
TEL: 03-6704-3361 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>